

●香川県公安委員会告示第2号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第39条第1項の規定に基づき指定をした法人の名称の変更について、風俗環境浄化協会に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成24年4月20日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

名 称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
財団法人香川県防犯協会連合会	公益財団法人香川県防犯協会連合会	平成24年4月1日